

屋久島町山海留学制度実施要綱（案）

1 目的

この制度は、町内の小学校に転入を希望する児童（以下「児童」という。）に対し、屋久島町が関係校区の留学制度実施委員会（以下「校区実施委員会」という。）及び受け入れ保護者等の協力を得て受け入れを実施し、里親（孫戻し留学も含む。）制度、家族留学制度ともに屋久島における様々な体験活動をとおして心身共に健康な児童生徒の育成と併せて、学校や地域の活性化を図ることを目的とする。

2 募集基準

この制度による受け入れる児童は、次のとおりとする。ただし、各学校や校区の受け入れ態勢に応じて面談の上、決定する。

- (1) 地域の学校はもとより、環境、伝統等を理解し、転入を希望する健康な児童
- (2) 世界自然遺産の島並びに国立公園屋久島の大自然の中で、環境学習等に関心を持つ児童
- (3) 豊かな体験や思い出づくり等をとおして、屋久島に第二のふるさとを求める児童
- (4) 本留学制度を理解し、児童の留学目的達成のために、児童と共に家族で留学（以下「家族留学」という。）を希望する者
- (5) 受け入れ児童は小学生とし、学年等は、校区の実情による。ただし、口永良部島南海ひょうたん島留学のみ中学3年生まで受け入れ対象とする。

3 期間

留学の期間は原則として1年とする。ただし、継続を希望する場合は、校区実施委員会及び屋久島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議の上、決定する。

4 契約事項

留学が決定した児童及び実親は、次の事項を実行するものとする。

- (1) 児童は、校区内に住民登録をする。（家族留学の場合は家族全員）
- (2) 健康保険証を持参する。
- (3) 里親留学の場合、校区実施委員会の立会いの下で実親と里親は契約を締結する。家族留学の場合は、実親と校区実施委員会が契約を締結する。
- (4) 寝具その他生活に必要なものは、原則として留学生在が持参する。
- (5) 実親は、里親と連携を密にすると共に、里親宅の生活のしきたり等についても十分理解をするなど、信頼関係に努めなければならない。

5 経費

物価その他を考慮して、教育委員会、各実施委員会が協議して決定する。当面は、次のとおりとする。

(1) 里親留学制度について

- ① 委託料は、月額7万円とする。内訳は、実親が月額4万円（年額48万円を12月で除して得た額）、町助成金が月額3万円とし、それぞれ前月25日までに校区実施委員会に納入する。なお、不慮の病気や怪我等により児童が帰省した場合は、20日以上を1か月とみなし、20日未満は日額計算（1日1,000円）とする。

校区実施委員会は、前月末日までに里親に納入する。

- ② 学校給食費、PTA会費は実親負担とし、毎前月25日までに里親に納入する。それを受けて里親は、学校及びPTA会計へ納入する。
- ③ 学校教材費や医療費、学用品費、衣料品費、通信費、遠足・旅行費、スポーツ少年団活動費、その他児童にかかる経費は、実親負担とする。

(2) 家族留学制度について

- ① 児童にかかる経費は、原則として実親の自己負担とする。
- ② 留学支援補助として、第一子については、月額3万円、第二子以下については月額1万円を支給する。また、補助の期間は2年までとする。

6 里親とその義務

里親の委嘱及びその義務は、次のとおりとする。

- (1) 校区実施委員会は、校区内において、この制度を十分に理解し、受け入れ児童を健やかに養育できる家庭を教育委員会に推薦する。教育委員会は、その家庭を適正と判断した場合に里親として委嘱する。
- (3) 里親は、不慮の事故に備えるため、町が定める保険に加入する。（費用は町負担）
- (2) 里親は、教育委員会が計画する里親研修会等に参加すること。
- (4) 里親は、PTA会員として、PTA活動に積極的に参加すること。
- (5) 里親は、児童の帰省等については、その都度校区実施委員会に連絡すること。

7 家族留学とその保護者の義務

家族留学において、その保護者の義務は次のとおりとする。

- (1) 保護者は、留学児童の養育に責任を持つことはもとより、校区民の一人として、地域住民と積極的にかかわるなど連携を深め、子どもたちの健全育成に努めること。
- (2) 保護者は、当該学校のPTA会員となり、その取組に責任を持つこと。
- (3) 不慮の事故に備えるため、町が定める保険に加入すること。（費用は自己負担）

8 事故発生時の処置

児童に、病気又は何らかの事故が発生した時の対応は、次のとおりとする。

- (1) 里親は、実情に応じ適切な処置をとること。
- (2) 里親は、速やかにマニュアルに沿って連絡し、指示を受けること。
- (3) 家族留学の場合は、保護者の責任において行うこと。

9 留学生の帰省

長期休業や児童生徒自身の事情により長期欠席する場合は帰省するものとし、実家ま

での往復は、実親若しくは実親の委任を受けた者が引率して行うものとする。ただし、児童、実親、里親の話合いによって滞在することができる。

10 解 約

次の事項に該当する場合は、教育委員会の立会いの上で関係者が協議し解約することができる。

- (1) 児童の問題行動等により、里親（家族留学の場合は保護者）として指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 委託料等の納入を怠ったとき。
- (3) 児童が病気や事故等により、長期間就学が困難であると判断されたとき。
- (4) 家庭の事情等で解約希望が生じたとき。
- (5) 申込書若しくは契約書等に虚偽があるとき又は契約違反が生じたとき。
- (6) 家族留学において、保護者がPTA会員及び校区民としてその責務を果たさず、学校や地域住民に多大な迷惑をかけたとき。

11 その他

- (1) 里親がやむを得ず、一家留守をせざるを得ない状況が発生した場合、速やかに校区実施委員会に連絡するとともに、留学生のその期間の宿泊については、実施委員会と協議の上、決定する。そのときの委託料は、一人一泊2,000円とする。
- (2) 留学生・里親等の相談に応じ、事故の未然防止を図るため、各留学実施委員会にサポーター（相談役）を配置する。
- (3) この要綱に定めるものの外は、実親、里親、校区実施委員会、教育委員会が協議して善処するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。